

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
 ≪2023.9月号≫



発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
 ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード (問い合わせ先右端の【】内) を押してください。

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら!



障害者が活躍できる職場づくりのために

障害者が活躍できる職場環境の整備や適正な雇用管理のため事業主が行うことが望ましい取組のポイントについて、リーフレットを作成しました。

障害者が活躍できる職場づくりの取組の参考としていただくようお願いします。

(望ましい取組事例の一例)

☺業務の選定に当たっては、①「季節ごとや繁忙期等に発生する定型業務」、②「できれば行いたい、手がまわらずできないままになっている業務」、③「行わなければならないが、後回しになりがちな業務」等の観点で業務を抽出し、企業の業務の合理化を図りつつ、障害者の特性に合った作業を選定している例も見られます。

☺障害者が働きやすいように職場環境の見直し(部品の配置場所の整理など)を行ったことで他の従業員も作業しやすくなり、企業全体の労働生産性が向上。

☺障害者雇用への取組をきっかけに社内全体のコミュニケーションが活発化し、組織内の心理的安全性が向上し組織環境が改善、さらに顧客サービスの質も向上。

障害のある方の特性を強みとして捉え、事業活動に貢献できるような活躍の場を提供することは、雇用する企業にとっても貴重な労働力や戦力の確保につながります。

また、障害のある方が能力を発揮し、活躍できるよう、職場環境の改善やコミュニケーションの活性化、必要な能力の開発を図ることにより、多くの従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられるだけではなく、企業全体の生産性向上やマネジメント力強化にも結びつきます。

取組に当たっては、ハローワークが関係機関と連携しながら支援いたします。
 お気軽にご相談ください。

◆リーフレット(詳細)は、厚生労働省HP↓からダウンロードできます◆

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

>事業主の方へ

>事業主に望まれること

>2. 障害者が能力を発揮して活躍し、成長し続けることができる職場作りのポイント

【厚生省HP】



厚生労働省では、障害者雇用ビジネス(※1)実施事業者やその利用企業の実態把握を行っています。明らかに法令に反する事例は確認されていませんが、障害者雇用促進法の趣旨に照らして疑義が残る事例等があった一方で、能力開発・向上につながる事例もみられ(※2)、これらを踏まえ上記を作成しています。

※1 障害者の就業場所となる施設・設備(農園、サテライトオフィス等)及び障害者の業務の提供を行う事業

※2 令和5年4月時点

【参考資料】

障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001087755.pdf>

【参考資料】



障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加できる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

★障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point②

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

★精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、**1人**としてカウントできるようになります。

★一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、**0.5人**としてカウントできるようになります。

今後

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内します。

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 専門支援部門 【43#】

参加無料
事前申込必要

生涯現役社会の実現に向けて !

高年齢者雇用管理セミナーを開催します

働きたい高年齢者、働いている高年齢者は年々増加しています。人手不足解消のためには高年齢者を積極的に雇用することが重要ですが、企業においては高年齢者の労働災害を防止することや、ニーズに合った労働環境を整備することが課題となっています。

秋田労働局は、高年齢者の雇用促進と安全就労等のため「高年齢者雇用管理セミナー」を開催いたします。事業主・事業所担当者の方など、大勢の方々のご参加をお待ちしております。

開催内容

◆秋田労働局等の担当者から説明します。

- ◆高年齢者雇用の現状及び雇用促進等について
(秋田労働局職業安定部職業対策課)
- ◆高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインについて
(秋田労働局労働基準部健康安全課)
- ◆高年齢者の活躍に向けた雇用管理のポイントについて
(秋田働き方改革推進支援センター)
- ◆65歳超雇用推進助成金等について
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部)

秋田会場

定員
100名

9月14日(木)

14:00~16:00

秋田県生涯学習センター 講堂
秋田市山王中島町1-1
Tel 018-865-1171

申込方法

- 申込用紙に必要事項をご記入のうえ、秋田労働局職業安定部職業対策課まで郵送又はメールにてお申込みください。(申込用紙は、秋田労働局のホームページからダウンロード可能です)

【秋田労働局HP】https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_01694.html

- ◆郵送先：〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7 東カンビル5階
秋田労働局職業安定部職業対策課 高齢者対策担当
- ◆email：akita-houkoku@mhlw.go.jp ◆お問い合わせ先 018(883)0010



主催：秋田労働局

共催：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部

高年齢者就業確保措置について

65歳までの雇用確保(義務)



70歳までの就業確保(努力義務)

次の①~⑤いずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

定年制度、継続雇用制度の見直しのための助成金があります。

◆65歳超雇用推進助成金◆

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
018-872-1801

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 紹介第三部門 【41#】

災害時における求職者給付の特例措置について

令和5年7月14日からの豪雨災害に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

豪雨被害の影響に係る災害救助法適用に伴い、災害時における求職者給付に関しては、以下の特例措置があります。

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、災害時における求職者給付を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、災害時における求職者給付の支給を受けることができます。災害救助法の適用を受ける市町村（注①）に所在する事業所に雇用される方（注②）で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業（注③）することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

注① 秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村（令和5年7月14日現在）

注② 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方

注③ 災害により直接被害を受け休廃業した場合

3 制度の留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 適用課 【21#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和5年7月)

概況 (全数)

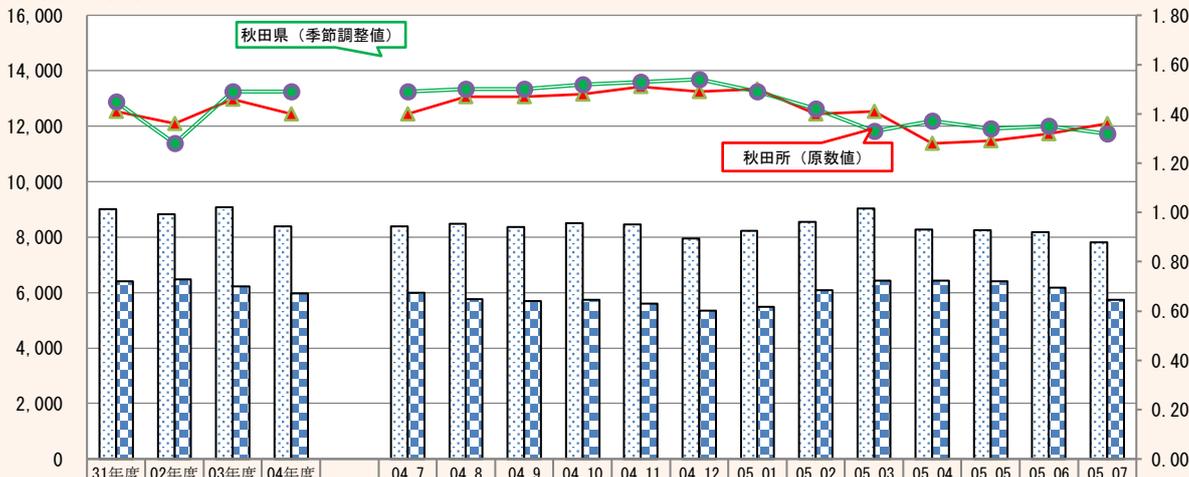
新規求職者数は離職者が9か月連続で減少し、また、無業者も3か月ぶりに減少に転じたことから1,085人（前年同月比▲12.9%）と5か月連続の減少となった。有効求職者数は5,732人（前年同月比▲4.5%）で25か月連続の減少となった。

新規求人数は2,488人（前年同月比▲13.6%）と2か月連続の減少となった。製造業などで求人が増加したものの、スポーツ施設や美容業で一般求人から学卒求人への変更が見られたことや、「2024年問題」への対応方針を決めかねている運輸業からの求人の手控え、介護施設や病院内でコロナ感染者微増のため、多少緩和されていた応募前見学等への再制限に伴う求人の様子見等があったことが減少要因である。有効求人数は7,814人（前年同月比▲6.8%）と3か月連続の減少となった。

有効求人倍率は1.36倍と前年同月比▲0.04ポイントの低下となった。

物価上昇や燃料費の高騰、電気料金の値上げ、人手不足に加え、7月の大雨被害や「2024年問題」への対応、ゼロゼロ融資終了など先行きを不安視する事業所が依然として多く、今後の雇用に与える影響に注意する必要がある。

■有効求人倍率(全数)の推移



年度	31年度	02年度	03年度	04年度	04.7	04.8	04.9	04.10	04.11	04.12	05.01	05.02	05.03	05.04	05.05	05.06	05.07
有効求人数	9,014	8,822	9,080	8,395	8,385	8,473	8,375	8,502	8,451	7,950	8,229	8,552	9,040	8,268	8,260	8,180	7,814
有効求職者数	6,403	6,480	6,217	5,982	6,005	5,765	5,687	5,742	5,610	5,342	5,478	6,092	6,428	6,438	6,416	6,188	5,732
求人倍率(秋田所)	1.41	1.36	1.46	1.40	1.40	1.47	1.47	1.48	1.51	1.49	1.50	1.40	1.41	1.28	1.29	1.32	1.36
求人倍率(秋田県)	1.45	1.28	1.49	1.49	1.49	1.50	1.50	1.52	1.53	1.54	1.49	1.42	1.33	1.37	1.34	1.35	1.32